

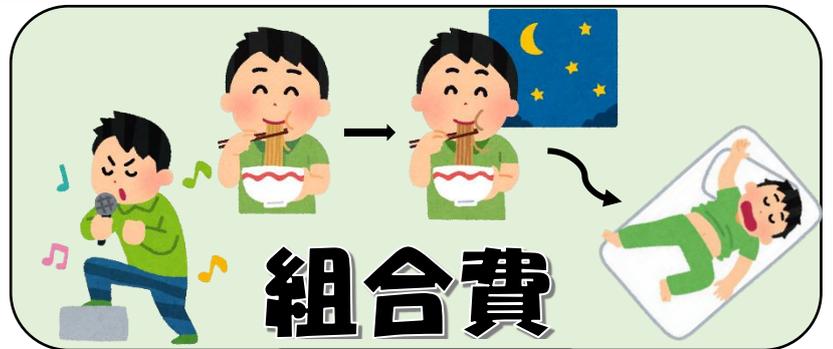
不当労働行為を大義名分とし分裂した 元JRバス関東本部役員在所業③

私的利用と疑われる事象 31,006 円

返還請求シリーズ⑤

元 JR 東労組バス関東本部役員のみで打ち合わせと称したカラオケ店の利用や同日にラーメン店を 2 軒利用してからホテルを利用するといった私的利用と疑われる事象に組合費が使われていたことについて、それらの利用目的について質問した。

すると、「全て組織問題の打ち合わせに使用した。ホテルは翌日の勤務が早いため利用した。」といった内容の返答を受ける。しかし、その証拠や根拠が一切示されないことから返金を求めたところ、「これ以上貴労組とやり取りを続けることは困難。」と返答し 31,006 円が返金される。



組合費の私的利用は認められない！！

返還

返還請求シリーズ⑥

旅費の不正支給 19,670 円



返還

元役員らは、旅費を支給しながらもう一度旅費を支給しているものやホテルに宿泊し、旅費が発生していないのにも関わらず、両日とも往復分の旅費を支給するといった不正行為が多々存在した。

これらについて、返金を求めたところ、「旅費の支払いに誤りがあった。」と返答し、19,670 円の返金を受ける。

紛失した 2018 年度会計資料

返還請求シリーズ⑦

元議長へ紛失した会計書類の提出を求めたところ、「JR 東労組本部事務所のバス関東本部使用のロッカーにある。」と返答を受ける。しかし、指定された場所に会計書類は保管されておらず虚偽の報告であった。

その後も会計書類がどこにあるのか求めたところ、「関係書類はすでに退職した方の自宅にあることがわかった。」と返答し、2018 年度の会計書類が返還された。

返還

組合費の不正利用は許されないが、返還しただけでまだましか！？